

第4章 施設整備

第1節 適用

1. 本章は、公園緑化土木工事における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、施設仕上げ工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
2. 仮設工は、本編第1章第9節「仮設工」の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料、第I編公園緑化土木工事の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。
ただし、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

なお、各基準類に改訂等がある場合は、最も新しいものによること。

日本公園緑地協会	都市公園技術標準解説書（平成25年度版）	（平成25年 6月）
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準	（平成18年12月）
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）	（平成25年 3月）
国土交通省	都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）	（平成26年 6月）
国土交通省	” （別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）	（平成26年 6月）
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり 都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説	（平成20年 2月）
日本公園施設業協会	遊具の安全に関する基準 JPFA- SP- S:2014	（平成26年 6月）
日本下水道協会	下水道施設設計指針と解説	（平成12年）
日本電気協会	内線規定	（平成17年 9月）
日本道路協会	道路土工－施工指針	（昭和61年11月）
日本道路協会	道路土工－排水工指針	（昭和62年 6月）
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計 第2巻	（平成12年 9月）
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説	（平成13年 9月）
日本道路協会	舗装設計施工指針	（平成18年 2月）
日本道路協会	アスファルト舗装要綱	（平成 4年12月）
日本道路協会	簡易舗装要綱	（昭和54年10月）

日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説	(平成 4年12月)
日本道路協会	舗装施工便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会	舗装設計便覧	(平成18年 2月)
日本道路協会	舗装再生便覧	(平成25年12月)
日本道路協会	セメントコンクリート舗装要綱	(昭和59年 2月)
日本道路協会	視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	(昭和60年 9月)
インターロッキングブロック舗装技術協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領	(平成12年 7月)
日本道路協会	プラント再生舗装技術指針	(平成 4年12月)
日本道路協会	舗装試験法便覧	(昭和63年11月)
日本道路協会	舗装試験法便覧 別冊 (暫定試験方法)	(平成 8年10月)
日本道路協会	排水性舗装技術指針(案)	(平成 8年10月)
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説	(平成19年10月)
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
日本道路協会	道路反射鏡設置指針	(昭和55年12月)
日本道路協会	防護柵設置要綱	(昭和47年10月)
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説	(平成20年 1月)
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説	(昭和62年 1月)
日本道路協会	路上再生路盤工法技術指針 (案)	(昭和62年 1月)
日本道路協会	路上表層再生工法技術指針 (案)	(昭和63年11月)
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説	(平成 4年11月)
全日本建設技術協会	土木工事安全施工技術指針	(平成22年 4月)
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説	(昭和54年 1月)
日本道路協会	アスファルト混合所便覧	(平成19年 1月)
日本電気協会	日本電気技術規格委員会承認規格 (JESC)	
日本電気協会	電気技術規程 (JEAC)	
日本電気協会	電気技術指針 (JEAC)	
日本電気協会	高圧受電設備規程 (JEAC)	(平成13年 7月)
日本電機工業会規格 (JEM)		
電池工業会規格		
日本電線工業会規格 (JCS)		
日本照明器具工業会規格 (JIL)		

第3節 給水設備工

公-1-4-3-1 一般事項

本節は、給水設備工として本管分岐工、水栓類取付工、散水機器工、給水管路工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-3-2 関係法令の適用及び手続き

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、大阪市水道事業給水条例、同施行規程、給水装置の構造、工事材料及び工事費の算出方法等に関する規定の細目、本市水道局土木工事共通仕様書、本市水道局給水装置工事設計施工ガイドブック、その他関係法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
2. 工事施工に必要な官公庁等への諸手続は、遅滞なく受注者の負担と責任で行い、手続後速やかに届出受理証明書の写しを提出しなければならない。
3. 受注者は、工事完了後、本市水道局の完了確認を受けなければならない。

公-1-4-3-3 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、第1章一般施工第3節共通の工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-3-4 本管分岐工

1. 受注者は、本管分岐について、本市水道局職員と協議のうえ施工しなければならない。

本管分岐の施工にあたっては、本市水道局「給水装置工事設計施行ガイドブック」第2章 給水装置工事の設計・施工 5.3.(3)「給水管の取り出し」によるものとする。

なお、特に指示のない場合及び公園内私設本管からの分岐については、下記によること。

- (1) 口径50mm以下の分岐については、原則として水道用サドル付分水栓を使用するものとする。
- (2) 分水栓及び割T字管の取付け基準は、下記の規定によるものとする。
 - ① 分水栓の口径は25mmとする。
 - ② サドル付分水栓の口径は25mm、40mm、50mmとする。
 - ③ 割T字管の口径は40mm以上とする。
 - ④ 甲型分水栓は、普通铸铁管及び高級铸铁管等の場合に使用することができる。サドル付分水栓は配水管（铸铁管）の材質を問わず使用することができる。
- (3) 分水栓及び割T字管の取付け間隔は、下記の規定によるものとする。

① 分水栓	0.3m以上
② サドル付分水栓	0.3m以上
③ 割T字管	1.0m以上
- (4) 铸铁异形管には、分水栓を取付けてはならない。

公-1-4-3-5 水栓類取付工

1. 受注者は、水栓類取付の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 止水栓及び制水弁の設置については、下記によらなければならない。

- ① 口径40mm以上の量水器を取り付ける場合においては、量水器の前後に止水栓又は制水弁を設けなければならない。
- ② 口径40mm以下はメーター用止水栓を設置し、メーター及び止水栓の前後には、ビニル管用ユニオンナット及び可とう性のある継手を使用すること。

(2) 器具類の保護

量水器、散水栓、止水栓にはそれぞれ形状に合致する鋳鉄製ボックス類等を使用しなければならない。

公-1-4-3-6 散水機器工

1. 受注者は、散水機器の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 受注者はスプリンクラーの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- ① スプリンクラーボックスには付近の土が混入しないようにしなければならない。
- ② スプリンクラーは、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取り付けなければならない。
- ③ スプリンクラーボックスの設置高さは、蓋が地面より高めになるよう設置しなければならない。

(2) 受注者はドリップ管布設にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- ① ジョイントは奥まで必ず差し込まなければならない。
- ② ラインエンド、エルボコネクター、エルボコネクター接続部はピンで押さえなければならない。
- ③ 直線部のピンは標準として2mピッチで設置しなければならない。
- ④ 斜面部は斜面に対してホースを直交で設置しなければならない。
- ⑤ 法面最上部のホースは植栽より上部に設置しなければならない。
- ⑥ 90度より鋭いコーナーでは、必ずエルボコネクターを用いなければならない。
- ⑦ 施工の最後には必ず通水テストをし、漏れや閉塞部がないことを確認しなければならない。

(3) 受注者は、散水栓の設置にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- ① 散水栓の規格については、予め監督職員の指示を受けなければならない。
- ② 散水栓の設置は、散水栓ボックスの所定の位置に取り付けるものとし、取り付け高さは蓋を閉めるのに支障とならない高さでなければならない。

なお、散水栓の種類によりボックス付属の架台が支障となる場合は、散水栓の固定方法について、監督職員と協議しなければならない。

公-1-4-3-7 給水管路工

1. 受注者は、道路部分の給水管布設にあたっては、下記の規定によらなければならない

(1) 道路部分の工事に関しては、本市水道局の指導監督のもとで施工することとする。

- (2) 道路部分に使用する給水管の口径は、原則として25mm以上とすること。
- (3) 道路部分に使用する給水管材料は耐衝撃性硬質塩化ビニル管（H I ビニル）、又はダクタイル鋳鉄管とすること。
- (4) 給水管の引き込み箇所を明示するために、公園内道路際に表示ピンを設置すること。
- (5) 口径75mm以上の給水管を道路部分に布設する場合は、本市水道局「土木工事共通仕様書」第3編 管工事 第1章「鋳鉄管布設工事」の規定によるものとする。
2. 受注者は、園内給水管の布設にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 給水管は出来るだけ水平に布設し、下水、汚水桝等、水が汚染されるおそれがある箇所からは遠ざけるとともに、建物の土台又はコンクリート土間等の下を通過する布設はできるだけ避けること。
- (2) 配水管から給水管を取り出す方向は、当該配水管を布設してある道路の境界線（取出し箇所が道路の交差点にある場合は境界線の延長）までは、配水管とほぼ直角に布設すること。
- (3) 給水管を布設する場合には、他の埋設物との間隔は0.3m以上離すこと。
- (4) 建築物等へ給水管を引き込む場合は、当該建築物等にできるだけ近い道路から布設すること。
- (5) 鋳鉄管は、工事の施工上やむを得ない場合のほか切断又は変形して使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。
- (6) 配水管から給水管を取り出す場合には、取出し箇所の損傷を防ぐため、伸縮性及び可とう性のある継手を使用すること。
- (7) 給水管として、ダクタイル鋳鉄管以外の管材を使用する場合は、水栓等構造物及び建物等に固定する部分の前後には不等沈下等を吸収するため、フレキシブル継手（SUS316・BC6）を用いること。
- (8) ビニル管で曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はバンドを用いて配管することとし、生曲げ配管やトーチランプ等による熱曲げ加工をしてはならない。
3. 受注者は、給水管の埋設深さは下記によらなければならない。
- (1) 給水管の埋設深さは、原則として表1-4-1のとおりとする。

ただし、公道上における埋設深さは本管分岐の深さを標準とし、本市水道局職員の指示を受けること。

表1-4-1 埋設管深さ（土被り）

区 分	埋 設 深 さ	
	口径50mm以下	口径75mm以上
公 道	舗装厚+0.3以上 ただし、0.6m以上であること	
園 路	0.6m以上	0.6m以上
植 込 内	0.3m以上	0.6m以上

[注] 園路であっても、公道に準ずる場所は公道の例によるものとする。

また、運動場・広場等は園路の規定によるものとする。

4. 受注者は、埋設標示テープの設置にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 埋設標示テープの設置場所、テープの種類は、**設計図書**又は監督職員の**指示**による。なお、テープの種類に**特記**がない場合は、給水管用青色テープのシングルで、幅150mmのものとする。
 - (2) 埋設標示テープは給水管埋設部分の直上に設置するものとし、設置深さは地下30cmを標準とする。ただし、給水管の埋設深さが40cm以下の場合は、給水管の10cm上とすること。
5. 受注者は、給水管の接合にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 鉛管及び銅管は、ろう接剤を用いて接合すること。
 - (2) ビニルライニング鋼管は、樹脂コーティング管継手を用いて接合すること。
 - (3) ビニル管類は、ビニル管用の継手と接着剤を用いて接合すること。
 - (4) ダクタイル鋳鉄管は、K型継手を用いて接合すること。
 - (5) 管種の異なった給水管を接合するときは、適合する各種ユニオン、接続管を用いて接合すること。
6. 受注者は、給水管の保護については、下記によらなければならない。
- (1) 埋設する給水管の周囲は、良質の土砂をもって埋戻し、給水管を保護すること。
 - (2) 露出する部分の給水管及び屋内であっても凍結のおそれのある給水管は、適当な保護材及び防寒材で被覆すること。
 - (3) 給水管の露出部分が1.0m以上に及ぶときは、たわみ、振動等を防ぐため、適当な間隔で支持金物を用いて建物等に固定すること。
 - (4) 電食又は酸・アルカリ等によって腐食するおそれのある場所においては、耐食性の給水管を使用するか、防食テープを巻くなど防食のための適切な処置を講じること。
 - (5) ビニル管類は、ガソリン、クレオソート、塗料などの有機溶剤を含むものに侵されるおそれのある場所へ使用してはならない。
 - (6) 給水管の曲管部又は管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、又はコンクリートで保護する等の適切な処置を講じること。
 - (7) 給水管には、水撃作用によって管に損傷を与えるような給水器具を直結してはならない。
 - (8) 不等沈下等が起こるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いること。
 - (9) 給水管に過大な流速が生じ、メーター等が損傷するおそれのあるときは、定流量弁を使用するなど適切な処置を講じること。
7. 受注者は、給水管の撤去にあたっては、下記によらなければならない。
- (1) 配水管から取出した給水管を撤去する場合は、下記の規定によるものとする。
 - ① 分水栓を使用しているものは、分水栓止めとする。
 - ② 割T字管を使用しているものは、割継ぎ輪を用いて撤去する。
 - ③ 二受T字管等を使用しているものは、二受T字管等を撤去し、配水管を原形に復旧する。ただし、配水管がダクタイル鋳鉄管の場合は、栓止め等で撤去する。
 - (2) 給水管を撤去する場合は、撤去箇所の既設管側終端部を、栓止め、キャップ止め又はろう接剤止めとする。

- (3) 配管作業中、石綿セメント管を発見したときは、直ちに監督職員に報告し、指示を受けなくてはならない。

第4節 雨水排水設備工

公-1-4-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として側溝工、集水柵工、管渠工、マンホール工、地下排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、側溝工、集水柵工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工にあたっては、**道路土工・排水工指針の地下排水施設の施工、のり面排水施設の設計と施工、構造物の排水、施工時の排水の規定、道路土工・施工指針の施工、道路土工-カルバート工指針4-1施工一般**の規定によらなければならない。
3. 受注者は、側溝工、集水柵工、管渠工、マンホール工、地下排水工の施工にあたっては、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

公-1-4-4-2 関係法令の適用及び手続き

1. 受注者は、工事施工にあたっては、大阪市下水道条例、同施行規則、その他関係法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図らなければならない。
2. 諸手続、その他関連事項については、第3節給水設備工公-1-4-3-2関係法令の適用及び手続き第2項の規定によるものとする。

公-1-4-4-3 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、第1章一般施工第3節公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-4-4 側溝工

1. 受注者は、側溝の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 側溝の設置については、**設計図書**又は監督職員の**指示**する勾配で下流側又は、低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
 - (2) L型側溝及び管（函）渠型側溝、プレキャストU型側溝、プレキャスト皿型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように注意して施工しなければならない。
 - (3) 現場打L型側溝の施工にあたっては、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。

- (4) 自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、**設計図書**に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、**設計図書**の内容に関して監督職員と**協議**しなければならない。
- (5) 側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないように、平坦に施工しなければならない。
- (6) 現場打水路の施工にあたっては、**設計図書**によるものとし、現地の状況により、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

公一 1-4-4-5 集水柵・マンホール工

- 1. 受注者は、集水柵及びマンホール工の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
 - (2) 側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (3) 路面との高さ調整が必要な場合は、**設計図書**の内容に関して、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (4) 集水柵及びマンホールの据付にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷のおそれのある部分を保護しなければならない。
 - (5) れんがは、使用前に湿潤状態にして各層が水平になるように、かつ芋積みとならないように積立てなければならない。
 - (6) 集水柵ブロック及びマンホールブロックに付着したごみや汚物等は使用前に清掃し、正確に積み上げなければならない。
 - (7) 接合モルタルを接合接触部分全面に敷均し、堅固に接合を行い、漏水、ズレなどのないように設置しなければならない。また、高さ調節のための敷板などを入れたまま接合してはならない。
 - (8) 底版の設置については水平に据え付けなければならない。また、躯体ブロックと直壁及び斜壁の設置については、連結金具などを用いてくい違いなどの横ズレが生じないようにしなければならない。
 - (9) 設置完了後、部材の連結状況を**確認**した後、目地部分をモルタルで入念に仕上げなければならない。
 - (10) 蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

公一 1-4-4-6 管渠工

- 1. 受注者は、管渠の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 使用材料は、**特記**のない限り日本工業規格 (JIS K 6741, 6739) 及び日本下水道協会規格 (JSWAS K-1) に適合する硬質塩化ビニル管を使用しなければならない。
 - (2) 硬質塩化ビニル管の運搬に際しては、管体の破損及び傷つきを防止するため、管と荷台の接触部、ロープなどの固定部及び管端部にはクッション材をはさむものとする。また、保管については、原則として屋内とし、やむを得ず屋外に保管するときは、不透明シートをかけ直射日光を避けるとと

もに、熱気がこもらないように風通しのよい状態を保ち、管に変形や曲がりが生じないようにしなければならぬ。

- (3) 接着剤、樹脂系接合剤、滑材及びゴム輪等は、変質を避けるため冷暗所に保管しなければならない。また、接着剤の取扱いについては、関係法令の定めを順守しなければならない。
- (4) 管渠は下流側より施工し、受口を上流にむけて布設しなければならない。
- (5) 硬質塩化ビニル管の切断に際しては、切口に正しく線引きし電気のかぎり等により垂直に切断し、切断面に生じた切り欠き及び食い違いを平らに仕上げるとともに、管端の内外周を面取りするものとする。また、管には挿入標線を記入するものとする。
- (6) 既設集水桝に接続する場合は、当該集水桝をよく清掃し、通水可能なことを**確認**のうえ施工しなければならない。
- (7) 硬質塩化ビニル管の接合については、管の差し口をゴム輪受口に挿入する、ゴム輪接合をしなければならない。管の接合前には、あらかじめ継手掘りを行い、接続部を乾いたウエス等で洗浄し、ゴム輪接合用滑材をゴム輪表面及び差し口に均一に塗るものとする。
- (8) 硬質塩化ビニル管の接合に際しては、挿入機及びてこ棒等を用いて標線位置まで挿入するものとし、チェックゲージ等によりゴム輪のねじれがないことを**確認**しなければならない。
- (9) 硬質塩化ビニル管で、口径が150mm以上のものは、排水管の周囲にクッション砂を置くこととし、使用する砂は工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-3骨材 第2項セメントコンクリート用骨材の表2-2-4に適合し、コンクリート発生材等から製造された再生砂とする。
- (10) 硬質塩化ビニル管の埋め戻しに際しては、粒径20mm以上の礫を含まないものとし、石、瓦礫など管に悪影響を及ぼすような固形物を一緒に埋め込まないようにし、管に変形や曲がりが生じないように管の周辺を均等に敷固めなければならない。なお、管端は変形しないように適切な処置を講じるものとする。
- (11) 埋戻しについては、第1章一般施工第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。
- (12) 集水桝及びマンホールとの接合については、マンホール接続管または同等の加工をしたものを使用し、継手と桝孔のすき間に樹脂系接合剤又はモルタルをつめ込むこと。また、桝の内面側は、桝の内面に合わせてきれいに仕上げること。
なお、レンガ積集水桝にあつては、排水管は壁厚の概ね半分程度まで挿入し、壁内面はラップ塗り仕上げとする。
- (13) 管渠閉塞の施工については、**設計図書**によるものとし、特に定めのない場合は、監督職員の**指示**によるものとする。

2. 受注者は、遠心力鉄筋コンクリート管の接合について、次の規定によるものとする。

- (1) コンクリートB管は、管接合前に継手部とゴム輪をよく清掃し、ソケット内面に滑り剤を塗布し、容易に差し込めるようにしたうえ、挿口を差し込む。挿口は所定の位置にゴム輪をはめ、差し込み

深さが確認できるように印をつけておく。また、管とゴム輪の接着効果及び接着部の空隙充填効果を上げ、管路の止水性を確保するため、ゴム輪の溝に止水剤を適量塗布すること。

(2) 埋戻しについては、第1章一般施工第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-4-7 地下排水工

1. 受注者は、地下排水の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

(1) 地下排水の施工にあたっては、**設計図書**で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督職員に**報告**し、その対策について監督職員の**指示**によらなければならない。

(2) 排水管を設置した後のフィルター材については、**設計図書**による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋め戻ししなければならない。

(3) 透水コンクリート管、化学繊維系管の施工にあたっては、基礎を突き固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

(4) フィルター材の施工については、粘土類などの付近の土が混入しないようにしなければならない。

第5節 汚水排水設備工

公-1-4-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として、管渠工、汚水柵、マンホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-5-2 作業土工（床掘り、埋戻し）

作業土工の施工にあたっては、第1章一般施工第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-5-3 管渠工

受注者は、管渠の施工にあたっては、第4節公-1-4-4-6管渠工の規定によるものとする。

公-1-4-5-4 汚水柵・マンホール工

1. 受注者は、汚水柵、マンホール工の施工にあたっては、第4節公-1-4-4-5集水柵・マンホール工」の規定によるものとする。

2. 汚水柵、マンホールのインバートの施工については、下記の事項によらなければならない。

(1) 管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。

(2) コンクリート工を施工した後、モルタルによる仕上げを行わなければならない。

3. マンホールの足掛金物の施工については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

第6節 園路広場整備工

公-1-4-6-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として、舗装準備工、アスファルト舗装工、ポーラスアスファルト舗装工（排水性舗装工、透水性舗装工）、ブロック舗装工、アスファルト系園路工、コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル園路工、樹脂系園路工、石材系園路工、園路縁石工、区画線工、視覚障害者誘導用ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、その処置方法について監督職員と**協議**しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、**設計図書**で示されていない場合は、表1-4-2に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、これによりがたい場合や、部分的なすりつけ部については、監督職員と**協議**しなければならない。

表1-4-2 表面排水勾配

種 別	勾 配	摘 要
園路、歩行者道路、自転車道	1.5～2.0%	コンクリート、アスファルト、インターロッキング、平板舗装類
広場、グラウンド	0.5～1.0%	平板、レンガ、インターロッキング、タイル、砂、ダスト舗装類
コート類	0.5%	クレイ、アンツーカ舗装類

6. 受注者は、転圧については周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の2分の1以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については淡水を用いるものとし、泥水を使用してはならない。

公-1-4-6-2 材 料

1. 園路広場整備工に使用する材料又は、仕上がり見本品は施工に先立って監督職員の**承諾**を得なければならない。

2. 舗装工において、使用する材料のうち試験が伴う材料については、舗装試験法便覧の規格に基づき試験を実施しなければならない。
3. 路床材料として用いる場合の盛土材の土質等については、あらかじめ見本を**提出**し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
4. 路床土の中には、芝、草、木、株等の有機物又は転石その他の異物を含んでいてはならない。
5. 舗装工で使用する材料については、第1章一般施工第6節公-1-1-6-2アスファルト舗装の材料、公-1-1-6-3コンクリート舗装の材料の規定によるものとする。
6. 伸縮目地材は、**設計図書**によるものとし、**特記**のない場合は瀝青系目地材等で、厚さ10mm程度のものとする。
7. 受注者は、**設計図書**によりポーラスアスファルト混合物を使用する場合、同混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
8. 受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練を行い、**設計図書**に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。
9. 受注者は、第8項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の**承諾**を得て現場配合を決定しなければならない。
10. コンクリート系園路工、土系園路工、レンガ・タイル系園路工、樹脂系園路工、石材系園路工で使用する材料については、**設計図書**によるものとし、指定のない場合は工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料の規定によるものとする。
11. 園路縁石工、区画線工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は**設計図書**によるものとする。
12. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。

公-1-4-6-3 舗装準備工

舗装準備工の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-4舗装準備工の規定によるものとする。

公-1-4-6-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

公-1-4-6-5 ポーラスアスファルト舗装工

1. ポーラスアスファルト舗装工の施工については、第1章一般施工第6節公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。

2. 受注者は、ポーラスアスファルト舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧 第7章「ポーラスアスファルト混合物の施工」、第9章9-3-1「排水機能を有する舗装」の規定、舗装再生便覧 2-7「施工」の規定によるものとする。
3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表1-4-3の標準的性状を満足するものでなければならない。

表1-4-3 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状

項目	種類	H型	
	付加記号	H型-F	
軟化点	℃	80.0以上	
伸度	(7℃) cm	—	—
	(15℃) cm	50以上	—
タフネス (25℃)	N・m	20以上	—
テナシティ (25℃)	N・m	—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—
フラース脆化点	℃	—	-12以下
曲げ仕事量 (-20℃)	kPa	—	400以上
曲げスティフネス (-20℃)	Mpa	—	100以下
針入度(25℃)	1/10mm	40以上	
薄膜加熱量変化率	%	0.6以下	
薄膜加熱針入度残留率	%	65以下	
引火点	℃	260以上	
密度 (15℃)	g / c m ³	試験表に付記	
最適混合温度	℃	試験表に付記	
最適締固め温度	℃	試験表に付記	

4. タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR-T）を使用することとし、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節共-1-2-2-8瀝青材料第5項の表2-2-23石油アスファルト乳剤の規格、表2-2-32ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状の規定を満足するものでなければならない。
5. ポーラスアスファルト舗装用混合物の配合は表1-4-4の粒度を標準とし、表1-4-5に示す目標値に適合するように決定しなければならない。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針、舗装施工便覧に従い、ダレ試験、カンタプロ試験の併用により最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、

透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績がある（過去1年以内にプラントから生産され使用したことがある）配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

表 1-4-4 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法		粒 度 範 囲	
		最大粒径 (13)	最大粒径 (20)
通 過 質 量 百 分 率 (%)	26.5mm	—	100
	19.0mm	100	95~100
	13.2mm	90~100	64~84
	4.75mm	11~35	10~31
	2.36mm	10~20	10~20
	75 μ m	3~7	3~7
アスファルト量		4~6	

[注] 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

表 1-4-5 ポーラスアスファルト混合物の目標値

項 目	目 標 値
空隙率 %	20以上
透水係数 cm/sec	10^{-2} 以上
安定度 kN	3.43以上
動的安定度 (DS) 回/mm	一般部 4,000程度 交差点部 5,000程度

[注 1] 突き固め回数は両面各 50 回とする。

(動的安定度は、N7 交通の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)

[注 2] 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

6. 受注者は、混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。

7. 受注者は施工方法については、以下の各規定によらなければならない。

- (1) ポーラスアスファルト舗装工は、不透水層の再構築を基本とするがやむを得ず既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合は、雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置を監督職員の承諾を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）
- (2) 混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があるうえ、温度低下が通常の混合物より早く、しかも製品により望ましい温度が異なるため、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。
- (3) ポーラスアスファルト舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。
- (4) 受注者は、アスファルトの動粘度が150～300cStを示す温度範囲（170℃～185℃）の中から混合温度を決定し、混合物を加熱しすぎないように温度管理を行うものとし、混合物出荷時には、トラック上で温度を測定し報告しなければならない。

なお、施工時期及び時間帯を考慮して、運転時における混合物の保温対策は適切に行わなければならない。

混合物の出荷時にもホイールトラッキング試験1回（3組）／日を実施するものとする。

- (5) ポーラスアスファルト舗装用混合物の初期転圧温度（一般に140～160℃）は、通常のアスファルトより高い温度が必要であり、開粒度タイプのため温度低下も著しいことから、温度管理には十分注意を払うとともに、速やかに敷均し転圧を行うものとする。仕上げ転圧については混合物の温度が70～90℃程度になってから行うものとする。
- (6) 受注者は、アスファルト混合物の敷き均しは、アスファルトフィニッシャーにより、仕上がり面が平坦で、締固め後に所定の断面、勾配が得られるように行う。また、レーキの使用は空隙つまりの原因となるため最小限度にとどめるものとする。
- (7) 舗装完了後の交通開放は、舗装表面の温度が50℃以下に下がってから交通開放しなければならない。

8. 受注者は、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を**施工計画書**に記載しなければならない。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

公-1-4-6-6 アスファルト系園路工

アスファルト系園路の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-5アスファルト舗装工及び本節公-1-4-6-5ポーラスアスファルト舗装工の規定によるものとする。

公-1-4-6-7 コンクリート系園路工

1. 受注者は、コンクリート舗装の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-6 コンクリート舗装工の規定によらなければならない。
2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホウキ等で行うものとする。
4. 初期養生において、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g/m²程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。
5. 目地注入材は、加熱注入式高弾性タイプ（路肩側低弾性タイプ）を使用するものとする。
6. 伸縮目地は5mに1箇所を標準として設け、1日で打設が終了しない場合は、必ず目地部分で終わらせなければならない。
7. ブロック舗装工の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-8ブロック舗装工の規定によるものとする。
8. 受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう路盤を入念に締固めなければならない。
9. 受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロック又はコンクリートなどを用いて施工しなければならない。
10. 受注者は、ブロック舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9-4-8「インターロッキングブロック舗装」の施工の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説10章10-3-7施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工の規定によらなければならない。
11. 受注者は、インターロッキングブロック舗装で使用する材料及び施工については、インターロッキングブロック舗装設計施工要領（インターロッキングブロック舗装技術協会）の材料及び施工の規定によるものとする。なお、設計図書において標準色と指定した場合は、赤、黄、白、緑、茶、黒、グレーの7色より監督職員が指示するものとする。
12. 受注者は、れんが舗装の施工については、れんがは平らな面を表面にして計画高に合わせて平滑に敷並べ、目地の幅は1cm、目地の仕上げは天端までとし、目地モルタルは、目地内に空隙が生じないように流し込み、余分なモルタルは取除いて通りよく目地ごとで丁寧に仕上げるものとする。
13. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装の施工については、以下の規定によるものとする。
 - (1) 敷モルタル施工に先立って、基礎がコンクリートの場合は表面に付着している泥やゴミ等は取り除き、表面を湿潤状態にし、路盤の場合は浮石やその他の有害物を除去して清掃しなければならない。
 - (2) 敷モルタルは、十分空練りして適当な湿潤状態としなければならない。
 - (3) よく清掃した基礎又は路盤上にモルタルを一様に敷き均し、計画高に合わせてコンクリート平板を平らに敷き並べ、目地の幅は3mmを標準とし、目地は通りよく仕上げなければならない。

- (4) 目地モルタルはコンクリート平板の上に敷き均した後ブラシ等で目地内に空隙が生じないよう全体に行きわたるように充てんし、余分なモルタルは取除いて目地ゴテで丁寧に仕上げなければならない。
- (5) コンクリート平板は原則として縁石ブロック側より敷き並べ、半端な箇所や植樹柵・集水柵・照明柱等で生じる半端な箇所は、全体の美観を損なわないように平板をカッティングして施工しなければならない。
- (6) 据え終ったコンクリート平板に付着したモルタル等は、出来るだけ早く取り除かなければならない。
- (7) テラゾブロック平板舗装で舗装する場合の構造目地の幅は10mmを標準とし、基層コンクリートの目地と同じ位置に設置するものとする。
- (8) 構造目地設置時には、モルタル、水、ホコリ等は完全に取り除き、施工するものとする。目地材は**設計図書**により指示する材料を使用するものとし、指示のない場合は、シリコン系シーリング材を使用すること。
- (9) テラゾブロック平板で舗装する場合は、舗設前にテラゾブロック平板の見本品を作製し、色、形状などについて監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (10) 模様付きテラゾブロック平板で舗装する場合は、施工前に貼付模様図を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
- (11) 平板舗装は、一般通行開放できる強度に達するまで、人等が入り込まぬよう閉鎖養生しなければならない。
- ただし、監督職員の**指示**を受け、それまでに一般通行に開放する必要がある場合は、基層コンクリート及びブロック舗設後、衝撃等の有害な影響を受けないよう全面に合板、カーペット等を用いた覆工養生を行い、その存置期間については、監督職員の承諾を得なければならない。
14. 受注者は、基層コンクリートの施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-6コンクリート舗装工の規定によるものとする。
15. 受注者は、コンクリート（テラゾブロック）平板舗装でテラゾブロック平板を使用する場合は、予め試験成績表及びカタログ等により、監督職員の**承諾**を受けなければならない。
- なお、使用するテラゾブロック平板は、**設計図書**の指示による。

公-1-4-6-8 土系園路工

1. 受注者は、土系園路工の路盤施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、土舗装工の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 表層土については、均一に敷き均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、**設計図書**に示す計画高及び厚さに仕上げなければならない。
 - (2) 仕上がり面については、塊が残らないようにレーキで掻き均さなければならない。

- (3) 表層土の表層仕上がり厚さが30mm以下の場合は、路床または下層土面をレーキで浅く掻き均し、なじみよくしたうえで、敷均し、転圧しなければならない。
- (4) 化粧砂をまく場合、その厚さについては、**設計図書**によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
- (5) 表層安定剤を散布する場合、散布量は**設計図書**によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。

公-1-4-6-9 レンガ・タイル系園路工

1. 受注者は、レンガ・タイル系園路の路盤施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、敷きモルタルの施工については、**設計図書**に示す厚さになるように均一に敷き均さなければならない。
- 3 受注者は、レンガ、タイルの据付にあたっては、本節公-1-4-6-7コンクリート系園路工の規定によるものとする。

公-1-4-6-10 樹脂系園路工

1. 受注者は、樹脂系園路工の路盤の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、樹脂系舗装の表層の施工にあたっては、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-6-11 石材系園路工

1. 受注者は、石材系園路工の路盤の施工については、第1章一般施工第6節一般舗装工公-1-1-6-5アスファルト舗装工の規定によるものとする。
2. 受注者は、平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、野面平石張舗装、修景割板石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段の施工については、本節公-1-4-6-7コンクリート系園路工の規定によるとともに、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 各舗装の施工については、設計意図を十分理解したうえで施工しなければならない。
 - (2) 張模様については、修景的にしなければならない。なお、乱形平石張工において4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。
 - (3) 石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石が多くならないようにしなければならない。
 - (4) 石材系舗装のクッション砂又は敷モルタルの厚さ、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合等については、**設計図書**によるものとする。
 - (5) 舗装の表面が平滑になるように配慮し、所定の水勾配を取り施工しなければならない。

(6) 施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。

(7) 合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

公-1-4-6-12 園路縁石工

1. 受注者は、縁石工の施工にあたり、障害物がある場合などは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、縁石工の施工については、第1章一般施工第3節共通の工種公-1-1-3-5園路縁石工の規定によらなければならない。
3. 受注者は、ごろた石縁石、玉石縁石、野面石縁石、割石縁石、小舗石縁石、雑割石縁石、切石縁石等の自然石系縁石の施工にあたっては、設計意図を十分理解したうえで、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 石材については、指定寸法でできる限りすわりの良いものを選び、天端及び見切り線はその見通し線上に凹凸のないように注意して据え付けなければならない。
 - (2) 土ぎめの場合は、縁石の周囲を十分突き固めながら、天端及び見切り線の見通し線がずれないように注意して据え付けなければならない。
 - (3) 石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組み合わせなければならない。
 - (4) 雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
 - (5) 施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。

公-1-4-6-13 区画線工

1. 受注者は、区画線の施工にあたっては、下記の規定によらなければならない。
 - (1) 区画線の施工には下記の材料を使用するものとする。
 トラフィックペイント（溶融用）JIS K 5665（路面表示用塗料）-3種1号トラフィックペイント（溶融用）の規格に基づく施工の基準は、表1-4-6のとおりとし高視認性区画線の基準値は表1-4-7のとおりとする。

表1-4-6 路面標示施工基準値

項目	基準値				摘要
	15cm	20cm	30cm	45cm	
施工幅	15cm	20cm	30cm	45cm	
施工厚	1.5mm	1.5mm	1.5mm	1.5mm	ペイント面における値
プライムコート	25g/m以上	33g/m以上	50g/m以上	75g/m以上	
ガラスビーズ含有量	15～18%	15～18%	15～18%	15～18%	
ガラスビーズ表面散布量	25g/m	33g/m	50g/m	75g/m	JIS R 3301

表 1-4-7 高視認性区画線の基準値

	標準 (リブを一定間隔に配置)	サイレント工法 (リブをランダムに配置)
プライマの膜厚	400 ± 50 μm	
リブの大きさ	15 ± 5 mm	
リブの高さ	3 ± 1 mm	2 ~ 3.5 mm
リブの数量	塗装幅15cmの場合 1mあたり 70個以上 塗装幅20cmの場合 1mあたり 90個以上 塗装幅30cmの場合 1mあたり 130個以上	5cm×15cm内に11個以上

(2) 受注者は、下記に示す事項により施工しなければならない。

- ① 区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしたのち、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマを路面に均等に塗布すること。
- ② 自走式ラインマーカの施工は原則として右側噴射とし、施工速度は4～6km/hとする。ただし、外側線については左側噴射とする。
- ③ 熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の指示を受けなければならない。
- ④ 路面が湿っている場合は、バーナー等で乾燥後、施工しなければならない。
- ⑤ 熔融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち、作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。
- ⑥ 熔融式の施工にあたっては、やむを得ず気温5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。
- ⑦ 熔融式の施工にあたっては、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。
- ⑧ 破線の長さは、5mを標準とし、起終点部においては3～7mにて調整を行う。
- ⑨ 塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないように均等に固着させなければならない。
- ⑩ 区画線は高温度で施工するが、それが冷却されて安定するまで、一般歩行者や車両がこれに触れることのないよう十分監視しなければならない。

2. 受注者は、道路工事等のために道路標示及び区画線を抹消したときは、直ちに原形復旧することを原則とするが、基層工及び一次本復旧等で交通開放するときは、交通に支障を与えないようにペイント等でこれを仮標示し、所定のもので復旧するまで鮮明な状態に維持しなければならない。

なお、仮区画線の品質は表 1-4-8 の規格に適合するものとする。

表 1-4-8 仮区画線の品質

材 料	規 格	使用量 (ロスを除く)
1 種 (常温)	JIS K 5665-2008	0.3 ℓ/㎡
ガラスビーズ	JIS R 3301-2014	0.27kg/㎡

3. 受注者は、区画線の消去については、標示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止するとともに適正に処理しなければならない。なお、既設標示を塗料等で塗りつぶす工法を取ってはならない。

公-1-4-6-14 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、本節公-1-4-6-7 コンクリート系園路工第16項の規定によるものとする。
2. クリアランスシールの施工については、シールを貼る面のゴミ等を除去して乾燥させた後に下地処理を行うものとする。

下地処理後は、ゴミ、湿気及びその他の不純物が入らないようにするとともに、指で触れても付着しなくなるまで乾燥させ、シールの裏紙をはがして方向を決めてシールを貼り、シールの剥離を防ぐため、シールの縁は必ずブロック面よりはみ出さないようにしてシールを、押さえ型材等により十分に圧着しなければならない。なお、シールの縁の部分は特に念入りに圧着すること。

第7節 修景施設整備工

公-1-4-7-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工、添景物工、花壇工、トレリス工、モニュメント工、流れ工、滝工、池工、州浜工、壁泉工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、修景施設整備工の施工にあたっては、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景施設整備工の施工にあたっては、設計意図を十分把握したうえで、施工しなければならない。

公-1-4-7-2 材 料

1. 受注者は、修景施設整備工において、使用する材料又は仕上がり見本品及び性能等を照明する資料等は、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状及び設計図書に定める品質を有し、外観の良好なものとする。
3. 砂、砂利は粒の揃ったもので、異種材及びきょう雑物を含まないものとする。

4. 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
5. **設計図書**に示された寸法は、製材にあつては仕上がり寸法とし、素材にあつては特に明示する場合を除き末口寸法とする。
6. 工場製品については、ひび割れ、その他損傷のないものとする。

公-1-4-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1章一般施工第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-7-4 石組工

1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種、形状、色合い、周囲との取り合いなどを十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、石組については、石の相及び周囲との関係を検討し施工するものとし、必要に応じて監督職員に施工図を**提出**しなければならない。
3. 受注者は、石の据付に際しては、個々の石の大きさ、形、色合いなどを四方から観察して仮据えし、石の位置、向き、深さなどを検討した後、本据えを行わなければならない。
4. 受注者は、化粧砂利敷きに際しては地なわ張りを行い、路床を不陸整正し、排水勾配をつけ敷均さなければならない。

公-1-4-7-5 添景物工

添景物工の施工については、第7節修景施設整備工公-1-4-7-4石組工の規定によるものとする。

公-1-4-7-6 花壇工

1. 受注者は、花壇工の施工については、**設計図書**によるものとする。
2. 花壇工の仕上げについては、第12節施設仕上げ工の規定によるものとする。

公-1-4-7-7 トレリス工

トレリス工の施工については、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-7-8 モニュメント工

モニュメント工の施工については、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-7-9 流れ工

1. 受注者は、コンクリートの施工については、打ち継ぎ箇所におけるシーリング材等の充填により、水漏れ防止を行わなければならない。
2. 受注者は、防水の施工については、**設計図書**によるものとする。
3. 受注者は、防水の施工にあたっては、防水シートを使用する場合は、接合部の**設計図書**に示す重ね合わせを十分行い、密着させなければならない。
4. 受注者は、流れ工の仕上げについては、第12節施設仕上げ工の規定によるものとする。
5. 受注者は、護岸の施工については、第1章一般施工第5節石・ブロック積(張)公-1-1-5-4石積(張)工の規定によるものとする。
6. 受注者は、流れ工の施工にあたり、第1項から第5項に記載のない事項については、**設計図書**によることとし、**設計図書**に記載のない場合は、監督職員の**指示**によらなければならない。

公-1-4-7-10 滝工

滝工の施工については、本節公-1-4-7-9流れ工の規定によるものとする。

公-1-4-7-11 池工

池工の施工については、本節公-1-4-7-9流れ工の規定によるものとする。

公-1-4-7-12 州浜工

州浜工の施工については、本節公-1-4-7-9流れ工の規定によるものとする。

公-1-4-7-13 壁泉工

壁泉工の施工については、本節公-1-4-7-9流れ工の規定によるものとする。

第8節 遊戯施設整備工

公-1-4-8-1 一般事項

1. 本節は遊戯施設整備工として、遊具組立設備工、砂場工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、遊戯施設の製作、組立、建て込みは安全性を重視して、特に入念に行わなければならない。
3. 受注者は、遊戯施設の設置位置は図示するところによるが、監督職員と**立会し承諾**を得なければならない。
4. 建て込みは、必ず監督職員の材料(製品) **検査**を受けた後行うものとし、ひずみ、ゆがみ、振れないよう仮溶接等により、建て込み、計画地盤高等に十分注意して基礎固めを行わなければならない。

5. 塗装にあたっては、第12節公-1-4-12-2 塗装仕上げ工の規定によるが、色合わせは監督職員の承諾を得なければならない。
6. 遊戯施設の設置箇所及びその周囲は、危険防止のため地表面下とも、瓦礫等の障害物を除去した後、地表面を、水はけ良く中高に整地転圧をしなければならない。
7. 遊戯施設は工事完了までの期間、危険防止のため仮囲いをしておくなど適切な処置を講じなければならない。
8. 表面左官仕上げについては、角部は丸面取りを行うものとし、半径20mm程度を標準とする。
9. 鋼製遊戯器具については、下記の事項によるものとする。
 - (1) 主要鋼材（支柱等）は原則として1本物鋼管でなければならない。やむを得ず継ぎ足す場合は、監督職員の承諾を受けたうえで、最も応力の少ない部分で接合するものとし、その接合箇所は内径に合致する同肉厚の鋼管を挿入して全周溶接止めとしなければならない。
 ただし、接合する場所は、一本の部材で1箇所を超えてはならず、部材が平行するなど対称となる構造のものについては、接合部を分散させなければならない。
 なお、ぶらんこ、低鉄棒については一切接合を認めない。
 - (2) 溶接部分はスラグ等を除去し、設計図書で指定する仕上げを行わなければならない。仕上げについて、設計図書に指定のない場合は、グラインダー、ヤスリ等で滑らかに仕上げるものとする。
 - (3) 鋼管類の根元は原則として防蝕加工を行うものとし、防蝕加工の種類と方法は、監督職員の指示によるものとする。

公-1-4-8-2 材料

1. 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したものまたは、これと同等の品質を有するものとする。
 - (1) 鉄鋼系

J I S G 3 1 0 1	(一般構造用圧延鋼材)
J I S G 3 4 4 4	(一般構造用炭素鋼鋼管)
J I S G 3 4 5 2	(配管用炭素鋼鋼管)
J I S G 3 4 6 6	(一般構造用角形鋼管)
J I S G 5 5 0 1	(ねずみ鋳鉄品)
J I S G 5 5 0 2	(球状黒鉛鋳鉄品)
J I S規格品	その他鋼材
 - (2) ステンレス系

J I S G 3 4 4 8	(一般配管用ステンレス鋼鋼管)
J I S G 4 3 0 3	(ステンレス鋼棒)
J I S G 4 3 0 5	(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
J I S規格品	その他ステンレス鋼材

(3) 非鉄金属系

J I S H 4 0 0 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

J I S H 4 0 8 0 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)

J I S 規格品 その他非鉄金属系

(4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格又は、これと同等の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。

(5) 遊具器具の継手類及び主要部分の鋳造による金具類は、次の規格に適合したもの又は、これと同等の品質を有するものとする。

J I S G 5 5 0 2 (球状黒鉛鋳鉄品)

J I S G 5 7 0 5 (白心可鍛鋳鉄品)

(6) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防蝕を行うものとする。

(7) 木材については、下記の事項により施工しなければならない。

① 木材については、製材の日本農林規格及び針葉樹の構造用製材の日本農林規格による規格品とする。なお、これにより難しい場合は、当該木材の規格仕様を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

② 木材の仕上げ、程度、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については設計図書によるものとする。

(8) 石材については、種類、品質、規格、仕上げ等は設計図書によるものとする。

(9) 繊維強化プラスチック（FRP）材については、下記の事項によるものとする。

① 樹脂は、液状不飽和ポリエステル樹脂（JIS K 6919）の規格品または同等品とする。

② ガラス繊維は、ガラスロービング（JISR 3412）の規格に適合する無アルカリ性のものとする。

(10) 工場製品については、ひび割れ、その他損傷のないものとする。

(11) 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月日を表示したものとする。

(12) 砂場碎石は、ごみ、不純物等が混入しないものとし、特に金属片や木片等が混入してはならない。

(13) 砂場用の砂は、粘土、ごみ、有機物が混入しない良質なもので、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-2石及び砂の規定によらなければならない。特に海砂を使用する場合は、貝殻等が混入してはならない。

公-1-4-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1章一般施工第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公一 1-4-8-4 遊具組立設置工

1. 受注者は、遊具の製作、組立、建て込みについては、安全性を重視して施工しなければならない。
2. 受注者は、遊具の建て込みについては、計画設置高に注意し、ひずみ、ゆがみ、振れないように支保工、仮溶接により固定し建て込んだ後、監督職員の**確認**を受け、基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートが硬化するまでは、十分な養生をしておかななければならない。
3. 受注者は、遊具のコンクリート基礎の施工については、**設計図書**で指示のある場合を除き、地表面に露出させてはならない。
4. 受注者は、遊具のボルト、ナット又は軸による接合の場合は、座金を入れ、緩みのないよう締め付け、止めねじ、割りピン等を用いて固定しなければならない。
5. 受注者は、遊具の施工に際し、安全上必要な箇所については、ダブルナット、戻り防止付きナットあるいは袋ナット等を使用しなければならない。
6. ロープ、ネットの結び目、結合部は、見栄え良く、堅固に取り付けなければならない。
7. 受注者は、滑り台等における滑り面等のFRP加工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 使用する樹脂は、不飽和ポリエステルで、ハンドレイアップ（手積み）成型法に適するものを使用し、硬化促進剤、触媒、着色剤等については監督職員の**承諾**を得ること。
 - (2) 加工に先立ち底鉄板をサンダー等で研磨し、シンナー類で油脂分を除去し清掃を完全にした後、直ちにポリエステル樹脂（硬化促進剤、触媒等を添加したもの）を十分塗布したグラスマット2枚と、グラスクロス1枚を積層密着させ滑らかに仕上げること。
なお、硬化剤を混入したポリエステル樹脂は、可使時間を超えて使用してはならない。
 - (3) 加工は、乾燥した晴天の日に行うこととし、降雨中（その前後を含む）や、ポリエステル樹脂の硬化に支障となる低温下での施工は行ってはならない。
 - (4) FRPの厚さは2.7mm以上、ガラス繊維含有量50%となるようにし、硬化後表面を、荒研き（＃200サンドペーパー）、中研き（＃400～500水ペーパー）、仕上げ研き（＃800～1,000水ペーパー）を行い、コンパウンド等で仕上げること。
8. 受注者は、ブランコの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) エルボ、継手金物類、吊り金物、振り金物は球状黒鉛鋳鉄製で**設計図書**による形状のものを標準とする。
 - (2) 踏板は、**設計図書**によるものとする。
 - (3) 鉄鎖はφ9mm（JIS規格によるショートリング電気溶接チェーン）で垂鉛めつき品とし、原則として塗装をしないものとする。
なお、上部振り金具のシャフト止めは、戻り防止付きナットを使用すること。
9. 受注者は、木製遊戯器具の施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 木製遊戯器具は、製品規格、カタログ等により、監督職員の**承諾**を受けなければならない
 - (2) 部材については、ひび割れその他損傷のないものでなければならない。

- (3) 切口表面見え掛り部分は、全てサンダー仕上げとする。
 - (4) 木材切口は丸面取りとする。
 - (5) 芯持木材は背割りを入れるものとし、背割りの方向は監督職員と協議しなければならない。
 - (6) 防腐処理については、特に定めのない限り、下記によらなければならない。
 - ① 処理方法は、JIS A 9002による加圧式保存処理とする。
 - ② 防腐剤は、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）及びJIS K 1571（木材保存剤の性能試験方法及び性能基準）に適合するもので、（公社）日本しろあり対策協会規格、又は（公社）日本木材保存協会規格 防蟻・防腐効力に適合したものでなければならない。
また、経口毒性、経皮毒性試験などで安全と認められるものでなければならない。
 - ③ 注入量は、製材の日本農林規格のK4の条件を満たすものとする。
 - ④ 養生については、JIS A 9002の規定によるものとする。
10. 受注者は、その他の遊具の設置については、**設計図書**の**指示**によらなければならない。

公-1-4-8-5 砂場工

1. 受注者は、砂場の砂及び碎石は本節公-1-4-8-2材料第1項(12)、(13)によらなければならない。
2. 受注者は、排水管の設置には、内径100mmのDV管を用い、壁面より10cm内外出し、吸水口はサランネットを2枚重ねて、銅線（φ2mm以上）で1箇所2条2回巻き止めとしなければならない。
なお、排水管は砂場碎石層の部分に突き出すものとする。

第9節 サービス施設整備工

公-1-4-9-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、サイン施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、サービス施設の製作、組立、建て込み（又は据付）にあたっては、安全性、利用性を重視し、特に入念に行わなければならない。
4. 受注者は、サービス施設の設置位置は**設計図書**によるが、監督職員の**立会**、**指示**を受けた後、十分固定して建て込み（又は据付）、計画地盤高に十分注意して基礎固めを行わなければならない。また、コンクリートの硬化までは十分に養生するものとする。

公-1-4-9-2 材 料

サービス施設整備工で使用する材料は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料の規定によるものとする。

公-1-4-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1章一般施工第3節共通の工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-9-4 時計台工

1. 受注者は、時計台の施工については、監督職員の指示する場所に、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
2. 受注者は、時計表示面の視認方向や太陽電池受光面に障害物があることが判明した場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
3. 受注者は、関連する電気設備に関しては第8章電気設備工の規定によらなければならない。

公-1-4-9-5 水飲み場工

水飲みの仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第12節施設仕上げ工の規定によるものとする。

公-1-4-9-6 洗い場工

洗い場工の施工については、本節公-1-4-9-5水飲み場工の規定によるものとする。

公-1-4-9-7 ベンチ・テーブル工

1. 受注者は、ベンチ・テーブルの基礎は、付近の計画地盤高に十分注意し、見え掛り寸法に過不足の生じないように注意して施工しなければならない。
2. 受注者は、ベンチ全面の足元地盤は水はけ良く地均しして、十分に転圧しなければならない。
3. 受注者は、木製腰掛板のボルト穴の埋木は接着剤を塗布して、隙間のないように打ち込み、平滑性を保つように仕上げなければならない。また、取付金具は十分締め付け、必要に応じてねじ用接着剤を使用するなど、経年変化による脱落などがないよう施工しなければならない。

公-1-4-9-8 サイン施設工

受注者は、サイン施設工の施工については設計図書によることとし、地盤高からの高さ、水平・垂直・ねじれの有無に十分注意しなければならない。

第10節 管理施設整備工

公-1-4-10-1 一般事項

1. 本節は、管理施設整備工として、門扉工、柵工、車止め工、園名板工、掲揚ポール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

2. 受注者は、管理施設整備工の施工にあたっては、敷地の状況、公園施設との取り合いを考慮しなければならない。

公-1-4-10-2 材 料

1. 管理施設整備工で使用する材料については、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章 工事材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したもの、または、これと同等の品質を有するものとし、種類、規格、防錆処理については**設計図書**によるものとする。

J I S A 6 5 1 8 (ネットフェンス構成部材)

J I S G 3 5 4 2 (着色塗装亜鉛メッキ鉄線)

2. 焼丸太については、杉または桧とし、側面及び天端をむらなく焼き、表面を磨いたものとする。
3. ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

公-1-4-10-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第1章一般施工第3節共通の工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-10-4 門扉工

受注者は、門扉工の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。

公-1-4-10-5 柵 工

1. 受注者は、工事着手に先立ち監督職員と**立会**のうえ、位置、勾配、割付を定めなければならない。
なお、勾配については原則として道路勾配に準ずることとする。
2. 受注者は、コンクリート壁体については、原則として10mに1箇所伸縮目地を設け、目地材は**設計図書**によるものとする。鋼管製のもの(上部)は、壁体と同一箇所に伸縮継手を設けること。継手構造は**特記**又は監督職員と**協議**するものとする。
3. 受注者は、コンクリートブロック積柵は、第1章一般施工第5節石・ブロック積(張)工公-1-1-5-3コンクリートブロック工の規定により施工するものとし、特に定めのない限り標準図面集によらなければならない。
4. 受注者は、ロープ柵の施工にあたっては、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、柵の曲がり角や端部は、控えを入れて補強しなければならない。
5. 受注者は、チェーン柵の施工にあたっては、チェーンの固定部分は、堅固に取り付けなければならない。
6. 受注者は、パイプ柵の加工、建て込みは、第1章一般施工第11節鋼材工によるものとする。
なお、2次製品を使用する場合は、特に定めのない限りメーカー仕様によるものとし、監督職員の**承諾**を受けなければならない。

7. 受注者は、フェンスの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) 工事着手に先立ち、位置、勾配、割付を定め、監督職員の**承諾**を得て施工しなければならない。
- (2) 建て込みは支柱材にねじれ、曲り、傾き等が生じないように施工しなければならない。
- (3) 金網、骨線は、はずれないように取付なければならない。
- (4) エキスパンドメタル取付に際しては、面を統一して張らなければならない。
- (5) エキスパンドメタルの補強鉄筋は、エキスパンドメタルと堅固に溶接しなければならない。
- (6) エキスパンドメタルの亜鉛メッキにバリ等の無き様丁寧に仕上げ処理を施し、監督職員の**確認**を得なければならない。

公-1-4-10-6 車止め工

1. 受注者は、車止めの設置位置については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合又は、現地の状況により位置に支障がある場合は、監督職員と**協議**しなければならない。
2. 受注者は、使用する車止めは、規格仕様又はカタログ等により、監督職員の**承諾**を受けなければならない。
3. 受注者は、車止めの施工にあたっては、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

公-1-4-10-7 園名板工

受注者は、園名板の施工にあたっては、**設計図書**によらなければならない。

公-1-4-10-8 掲揚ポール

受注者は、掲揚ポールの施工にあたっては、**設計図書**に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。

第11節 建築施設組立設置工

公-1-4-11-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、シェルター工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-11-2 材 料

1. 受注者は、建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したものまたは、これと同等の品質を有するものとする。

J I S A 5 0 0 1 (道路用碎石)

J I S A 5 0 0 6 (割ぐり石)

J I S A 5 5 0 8 (くぎ)

J I S K 6 8 0 7 (木材用ホルムアルデヒド系樹脂接着剤の一般試験方法)

J I S K 6 8 0 4 (酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)

J I S K 6 9 1 9 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)

J I S R 3 4 1 2 (ガラスロービング)

2. 木材については、**設計図書**によるものとし、これにより難しい場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。
3. 木材については、第8節遊戯施設整備工公-1-4-8-4遊具組立設置工第9項(6)に規定する防腐処理品を使用するものとする。
4. ボルト、ナットについては、J I S製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
5. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、**設計図書**によるものとする。

公-1-4-11-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、第1章一般施工第3節共通的工種公-1-1-3-3公園土工の規定によるものとする。

公-1-4-11-4 四阿（あずまや）工

1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を敷き均しタンバ等で十分突き固めなければならない。
2. 受注者は、四阿設置の施工にあたり、下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 設置位置については、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (2) 床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。
 - (3) 仕上げの色合いについては、見本帳または見本塗り板を作成し、監督職員の**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、四阿の木材使用にあたり、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 見え掛り部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削り又は、機械、かんな削りのうえ、仕上げ削りをしなければならない。
 - (2) 見え掛り面の釘打ちについては、隠し釘打ちを標準としなければならない。
 - (3) 継手については、**設計図書**で特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。
 - (4) 継手及び支口については、**設計図書**に示されていない場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。
 - (5) ボルトを隠すための埋木については、割れ、ひび等がない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、すき間なく打ち込み、表面を平滑に仕上げなければならない。
 - (6) 表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげ等が出ないように注意しなければならない。

- (7) 木材の端部及び角部の面取りについて、**設計図書**に示されていない場合は、面取りの大きさを監督職員と**協議**しなければならない。
 - (8) 上部構造の金具類については、堅固に取り付け、ボルト締は、ゆるみなく締め付けなければならない。
 - (9) コンクリート柱などの上部と木部の桁、梁との取り付け部は雨水が溜まらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。
 - (10) 竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。
4. 受注者は、四阿の鋼材使用にあたり、下記の事項によらなければならない。
- (1) 端部の処理については、面取りなどの必要な加工をしなければならない。
 - (2) 部材の組立に先立ち、修正し仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りなどが生じないように注意しなければならない。
 - (3) ボルトの締め付けは、締め付け強度に注意し、部材を損傷せぬよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。
 - (4) 組立に際して行う現場溶接は出来る限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、第1章一般施工第11節鋼材工公-1-1-11-3 溶接接合の規定によらなければならない。
 - (5) 部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組立に先立ち、修正しなければならない。
 - (6) 組立については、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いなど、必要な支保を行い、補強しなければならない。
 - (7) 仕上がり箇所の見え掛かり部分について、**設計図書**に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。
 - (8) 必要に応じて、ポリエチレンフィルム、はく離ペイントなどで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
 - (9) 施工時及び現場設置後も出来る限り養生材を装着してままし、出隅など損傷のおそれがある部分は、必要に応じてあて板などで更に補強しなければならない。

公-1-4-11-5 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工にあたっては、本節公-1-4-11-4 四阿工の規定によるものとする。

公-1-4-11-6 シェルター工

シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工にあたっては、本節公-1-4-11-4 四阿工の規定によるものとする。

第12節 施設仕上げ工

公-1-4-12-1 一般事項

本節は、施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工その他これらに類する工種について定めるものとする。

公-1-4-12-2 塗装仕上げ工

1. 受注者は、塗装の仕様については、**設計図書**によらなければならない。
2. 受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。
3. 受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、原則として開封しないまま現場に搬入しなければならない。
4. 受注者は、有機質系材料の保管については、高温及び直射日光を避け、室温が5℃以下にならないようにしなければならない。
5. 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床等にあらかじめ適当な養生をしなければならない。
6. 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色又は上塗りに類似した色調としなければならない。
7. 仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
8. 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗りに際しては監督職員の**検査**を受けた後、塗斑なく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。
9. 工場塗装を行ったものは、工事現場搬入後に、損傷のある箇所を直ちに修復しなければならない。
10. 受注者は、塗装の乾燥期間（放置期間）内に次の工程に移ってはならない。
11. 塗布量は、平らな面に実際に付着させる塗料の標準量とする。なお、塗料は薄める前のものとする。
12. 塗装面の保護は、完全に乾燥するまで必要に応じ、なわ張り、柵等を設置し「ペンキ塗りたて」等の表示を行わなければならない。
13. 受注者は、火気に注意し、爆発、火災などの事故を起こさないようにしなければならない。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片などで、自然発火を起こす恐れのあるものは、作業終了後速やかに処置を講じなければならない。
14. 塗装は原則として次の場合は行ってはならない。
 - (1) 気温5℃以下、湿度が85%以上のとき。
 - (2) 降雪雨のとき又は塗料の乾燥前に降雪雨の恐れのあるとき。
 - (3) 塗膜乾燥中に異物の付着が予想される時。
 - (4) 塗被物が湿ったり又は結露しているとき。
 - (5) 炎天で塗被表面の温度が高く、塗膜にアワを生ずる恐れのあるとき。
 - (6) コンクリート面の漏水部。
 - (7) その他監督職員が特に不相当と認めたとき。

15. 塗装仕上げの材料については、工事請負共通仕様書(共通) [公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-11塗料の規定によるものとする。

16. 塗装仕上げの一般の木部の素地ごしらは、特記のない場合表1-4-9の規定による。

表1-4-9 木部の素地ごしらは

工 程		塗料その他		面の処理
		規格番号	規格名称	
1	汚れ、 付着物除去	—		木部を傷つけないように除去し、油類は、揮発油などでふき取る。
2	やに処理	—		やには削取り又は電気ごて焼きのうえ、揮発油などでふき取る。
3	研磨紙ずり	研磨紙 #120~220		かんな目、さか目、けばなどに研磨紙ずり。
4	節止め	JIS K 5431	セラックニス	節及びその周辺などに2回はけ塗り。
5	穴埋め	JIS K 5591	オイルパテ	われ、穴、すき間、くぼみなどに充填。
6	研磨紙ずり	研磨紙 #120~220		穴埋め乾燥後、全面を平らに研磨。

17. 鉄部の素地ごしらは、特記のない場合、表1-4-10 (1) (2)の規定による。

なお、ケレンの種別は、監督職員の指示によるものとする。

表1-4-10(1) 鉄部の素地ごしらは

工 程		塗料その他	面の処理	摘 要
1	汚れ、 付着物除去	—	スクレーパ、ワイヤーブラシなどで除去。	
2	油類	—	揮発油ぶき。	
3	さび落とし	—	ディスクサンダ、又はスクレーパ、ワイヤーブラシ、研磨紙#120~180で除去。	放置せず次の工程に移る。

表 1-4-10(2) 鉄部の素地ごしらえ

	素地調整の等級	素地調整面の状態	工 具
新設の場合	1種ケレン	黒皮及びさびなどは完全に除去し、金属光沢の鉄の地肌が完全に出る程度。	ショットブラスト サンドブラスト (化学処理)
	2種ケレン	完全に付着したミルスケールは残すが、それ以外の不安定なミルスケール、さびは完全に除去する程度。	ディスクサンダー チューブクリーナー
	3種ケレン	ワイヤーブラシなどで浮きさび、浮きミルスケールを完全に除去する程度。	ワイヤーブラシ スクレーパ
塗替えの場合	1種ケレン	旧塗膜、さび、ミルスケールを完全に除去し、金属光沢の鉄の地肌が完全に出る程度	ショットブラスト サンドブラスト
	2種ケレン	発錆のはなはだしい面で、動力工具、手動工具を併用し、鉄肌が現れている程度	トンカチ、力棒、細ノミ、鋏かきなどを主として用いる動力工具を併用する。
	3種ケレン	部分的な発錆面で、活膜は残し、その他は地肌が現れていること。	同 上
	4種ケレン	旧塗膜変色、白亜化のみで、粉化物、よごれをワイヤーブラシなどで除去(鉄肌は露出していない)	ワイヤーブラシなど

18. 亜鉛めっき面の素地ごしらは、特記がない場合、表 1-4-11の規定による。

表 1-4-11 亜鉛めっき面の素地ごしらは

工 程		塗料その他		面の処理
		規格番号	規格名称	
1	汚れ、 付着物除去	—		スクレーパ、ワイヤーブラシなどで 除去
2	油類	—		揮発油ぶき、石けん水洗い又は弱アルカリ性液加熱処理場洗い。水洗い。
3	化学処理	JIS K 5633	エッチング プライマー 1種	1回塗り。 塗布量0.05kg/m ² 2時間以上8時間以内に次の工程に移る。

[注] 素地調整については、表 1-4-10(2)「鉄部の素地ごしらは」の規定による。

19. コンクリート面の素地ごしらは、特記がない場合、表 1-4-12の規定による。

表 1-4-12 コンクリート面の素地ごしらは

工 程		塗料その他		面の処理
		規格番号	規格名称	
1	乾燥	—		素地を十分に乾燥させる。
2	汚れ、 付着物除去	—		素地を傷つけないように除去。
3	下地 調整塗り	JIS A 6916	セメント系 下地調整塗材	全面1～2mm程度塗り付けて平滑にする。
4	研磨紙ざり	研磨紙 #120～220		乾燥後全面に平らに研磨

20. モルタル面の素地ごしらは、特記がない場合、表1-4-13の規定による。

表1-4-13 モルタル面の素地ごしらは

工 程		塗料その他		面の処理
		規格番号	規格名称	
1	乾燥	—		素地を十分に乾燥させる。
2	汚れ、 付着物除去	—		素地を傷つけないように除去。
3	吸込止め	JIS K 5663（1種）に準じた 合成樹脂エマルジョンクリアー		全面塗布
4	穴埋め、 パテかい	JIS A 6916	セメント系 下地調整塗材	ひび割れ、穴などを埋め、不陸を調整する。
5	研磨紙ずり	研磨紙 #120～220		パテ乾燥後、表面を平らに研磨。

21. 木部の合成樹脂調合ペイント塗りは、特記がない場合、表1-4-14の規定による。

表1-4-14 木部合成樹脂調合ペイント塗り

工 程		塗料その他			塗布量 (kg/m ²)	放置時間	
		規格番号	塗装名称	規格種類			
1	素地 ごしらは	表1-4-9「木部の素地ごしらは」による。					
2	下塗り	JIS K 5516	合成樹脂調合 ペイント	1種	0.11	24 時間以上	
3	中塗り	下塗りに同じ					
4	上塗り	中塗りに同じ			0.10	—	

[注] (1) パテかいは、JIS K 5591（オイルパテ）を用いて必要に応じ工程1及び2の後に行い、研磨紙ずりを行う。

(2) 必要な場合に行う研磨紙ずりは、工程2及び3の後とする。

22. 鉄部（亜鉛めっき面を除く）合成樹脂調合ペイント塗りは、特記がない場合、表 1-4-15の規定による。

表 1-4-15 鉄部合成樹脂調合ペイント塗ри（亜鉛めっき面を除く）

工 程		塗料その他			塗布量 (kg/m ²)	放置時間
		規格番号	塗装名称	規格種類		
1	素地 ごしらえ	表 1-4-10「鉄部面の素地ごしらえ」による。				
2	下塗り 1回目	JIS K 5625	シナド [®] 鉛 さび止め ペイント	2種	0.13	24 時間以上
3	下塗り 2回目	下塗り 1回目に同じ				
4	中塗り	JIS K 5516	合成樹脂 調合ペイント	1種	0.12	24 時間以上
5	上塗り	中塗りに同じ			0.10	—

[注] (1) 一般鉄骨で工場において工程 2 を施工した後、現場へ製品を搬入した場合は、工程 2 ま
でを省略する。ただし、傷等がある場合には工程 2 によりタッチアップした後、工程 3、
4 及び 5 を施工する。

(2) パテかいは、JIS K 5591（オイルパテ）を用いて必要に応じ工程 1 及び 2 の後に行い、
研磨紙ずりを行う。

(3) 必要な場合に行う研磨紙ずりは、工程 2 及び 3 の後とする。

23. 鉄部亜鉛めっき面の合成樹脂調合ペイント塗りは、特記がない場合、表1-4-16の規定による。

表1-4-16 鉄部亜鉛めっき面合成樹脂調合ペイント塗り

工 程	塗料その他			塗布量 (kg/m ²)	放置時間	
	規格番号	塗装名称	規格種類			
1	素地 ごしらえ	表1-4-11「亜鉛めっき面の素地ごしらえ」による。				
2	下塗り	JIS K 5629	鉛酸カルシウム さび止め ペイント	2種	0.13	24 時間以上
3	中塗り	JIS K 5516	合成樹脂 調合ペイント	1種	0.12	24 時間以上
4	上塗り	中塗りに同じ			0.10	—

[注] (1) パテかいは、JIS K 5591（オイルパテ）を用いて必要に応じ工程1及び2の後に行い、研磨紙ずりを行う。

(2) 必要な場合に行う研磨紙ずりは、工程2及び3の後とする。

24. コンクリート、モルタル面の溶剤形ビニル系塗料塗りは、特記がない場合、表1-4-17の規定による。

表1-4-17 コンクリート、モルタル面溶剤形ビニル系塗料塗り

工 程	塗料その他			塗布量 (kg/m ²)	放置時間	
	規格番号	塗装名称	規格種類			
1	素地 ごしらえ	表1-4-12「コンクリート」、表1-4-13「モルタル面の素地ごしらえ」による。				
2	下塗り	JIS K 5582	塩化ビニル 樹脂エマル	1種	0.11	2時間以上
3	中塗り	下塗りに同じ			0.09	2時間以上
4	上塗り	中塗りに同じ			—	—

[注] (1) スレート等の素地の吸込みの多い場合又はアルカリ度の高い場合は、下塗りに先立って塩化ビニル樹脂ワニス又は塩化ビニル系シーラー、プライマーを用い素地押さえを行う。

(2) 必要に応じ塩化ビニル樹脂パテを用い、パテかいは行う場合は素地押さえの後とし、研磨紙ずりは、パテかいの後、工程2及び3の後とする。

25. オイルステインワニス塗りについては、特記によるものとし、これに定めのない場合は表1-4-18の規定によらなければならない。

表1-4-18 オイルステインワニス塗り

工 程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m ²)	放置 時間	
	規格番号	規格名称	規格種別					
1	素地 ごしらえ	表1-4-9 木部の素地ごしらえによる。						
2	着 色 (1回目)	—	油 性 ステイン	—	塗料用 シンナー	20以下	各発注機関 の仕様によ る。	10
3	ふき取り	全面布辺でふき取る。						
4	着色 (2回目)	—	油 性 ステイン	—	塗料用 シンナー	20以下	各発注機関 の仕様によ る。	10
5	ふき取り	全面布辺でふき取る。						
6	色押さえ	JIS K 5431	セラック ニ ス	1種	変 性 アルコール	10以下	各発注機関 の仕様によ る。	24
7	仕上げ 塗 り	JIS K 5441	長油性ワニス	—	塗料用 シンナー	10以下		—
		JIS K 5562	フタル酸 樹脂ワニス	—		10以下	—	

[注] (1) ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸込み止め（白ラックニス又はウッドシーラーを行わなければならない。

(2) 堅木の場合は、工程1の次に目止め1回（油性の目止め剤）を行わなければならない。

26. 木材の防腐のために塗る防腐剤は、（社）日本木材保存協会もしくは（社）日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤（表面処理用）を使用しなければならない。

27. 合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材は、特記がない場合、表1-4-19の規定による。

(1) 仕上塗材は製造所において、指定された色及びつや等に調合するものとし、有効期間を経過したものは使用してはならない。

なお、下塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。

表 1-4-19 合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材

工 程	塗料その他		所要量 (kg/m ²)	塗り回数	
	規格番号	塗装名称・規格種類			
1	素地 ごしらえ	表 1-4-12 「コンクリート素地ごしらえ」による。			
2	下塗り	JIS A 6909	複層塗材E	0.1以上	1回
3	主材基層			0.7以上	1回
4	主材模様			0.8以上	1回
5	上塗り			0.25以上	2回

[注1] 必要に応じ塩化ビニル樹脂パテを用いて、パテかいを行うこと。

パテかいを行う場合は素地ごしらえの後とし、研磨紙ずりは、工程 2 の後とする。

[注2] 複層仕上塗材の耐候性は、特記のない場合、耐候形 3 種とする。

[注3] 各層ごとの放置時間は、塗料製造所の仕様によること。

公-1-4-12-3 加工仕上げ工

1. 受注者は、石材加工仕上げにあたっては、下記の事項によるものとする。

- (1) 表面の仕上げ程度は**設計図書**によるが、**特記**のない場合は表 1-4-20, 21 の規定によるものを標準とする。

表 1-4-20 花崗岩類のたたき仕上げなどの種類

仕上げの種類		仕上げの程度
のみ切り	大のみ	100mm角の中にのみ跡が5個
	中のみ	100mm角の中にのみ跡が25個
	小のみ	100mm角の中にのみ跡が40個
びしゃん	荒びしゃん	16目びしゃん(30mm角に対して)で仕上げ
	細びしゃん	25目びしゃん(30mm角に対して)で仕上げ
小たたき		50mmにつき33刻み
ジェットバーナー		表面のはじけ具合が大きくなむらのないもの

表 1-4-21 花崗岩類のみがき仕上げの種類

仕上げの種類		仕上げの程度
粗 磨 き		#24～80のカーボランダム粉、カーボランダム砥石又は同程度の仕上げとなるダイヤモンド砥石で磨く。
水 磨 き		#400～800のカーボランダム粉、カーボランダム砥石又は同程度の仕上げとなるダイヤモンド砥石で磨く。
本 み が き	つや消し	最終は#800のカーボランダムを用い、渦巻きをかけて仕上げる。
	つや出し	最終は#1500のカーボランダムを用い、渦巻きをかけて仕上げ、更につや出し粉を用いてバフで仕上げる。
こぶだし		表面中央の部分は玄能払いとし、周囲の稜線部分は、正確に加工する。その他の面は荒い仕上げでふくれた感じに仕上げる。

2. 受注者は、コンクリート加工仕上げの施工にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げるものである。この場合深さは5～10mm程度とする。
- (2) つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの1つで、トンボ又は、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げるものである。この場合深さは3～5mm程度とする。
- (3) コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法とし、加工前の形状を写真により記録しておかなければならない。
- (4) コンクリート加工仕上げにあたっては、作業工具の運転強度に注意し、本体構造物に割れ、欠け、ひび割れ等を与えてはならない。

公-1-4-12-4 左官仕上げ

1. 受注者は、下地処理にあたっては、下記の事項によらなければならない。

- (1) コンクリート面などの下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿らしを行って、次の層の塗り方にかからなければならない。
 なお、必要に応じて面荒し又は接着剤塗布等の処置を講じるものとする。
- (2) 下地、塗り面などの浮いている部分は直ちに補修しなければならない。
- (3) 塗り付けに際しては、不陸の激しいものはあらかじめ補修塗り等を行わなければならない。
 また、空洞、塗りむら、凹凸のないように注意しなければならない。

2. 受注者は、養生にあたっては、下記の事項によるものとする。
 - (1) 近接する他の部材、その他の仕上げ面を汚損しないように、紙張り、板覆い、シート掛けなどの適切な養生を行わなければならない。
 - (2) 塗里面の汚れ及び早期乾燥を防止するためにシート掛け、散水などを行わなければならない。
3. 受注者は、寒冷期に施工を行う場合、暖かい日中を選んで施工するように努め、気温が2℃以下の場合及びモルタルが適度に硬化しないうちに2℃以下になる恐れのある場合は、作業を中止しなければならない。やむを得ず作業を行う場合は、シート覆いなどの処置を講じるものとする。
4. 受注者は、色合い、模様などは、見本帳又は見本塗り板を監督職員に提出して、承諾を受けなければならない。
5. 受注者は、セメントはJIS R 5210（ポルトランドセメント）又はJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものを使用しなければならない。
6. 受注者は、色モルタル用セメントは、白色セメントに着色材を混合するものとし、着色剤の種類及び色は、施工に先立ち監督職員の承諾を得なければならない。
7. 骨材は、工事請負共通仕様書(共通)[公園緑化土木工事]第2章工事材料第2節土木工事材料共-1-2-2-3骨材の規定によるものとし、粒度は表1-4-22の規定によるものとする。ただし、色モルタル用骨材は白砂又は色モルタル用セメントと同系の色砂を用い、人造石塗りの種石は花崗岩、蛇紋岩、大理石等の砂粒で、見本を提出し監督職員の承諾を得なければならない。

表1-4-22 砂の粒度

砂の粒度			適用箇所
5mmフルイの通過分100%			下、中塗り
0. 15mm	〃	10%以下	ラスこすり、むら直し
2. 5mm			上塗り
0. 15mm	〃	10%以下	

8. 防水剤は、JIS A 1404（建築用セメント防水剤の試験方法）の試験に適合するものを使用しなければならない。
9. 水は清浄で有害量の不純物を含まないものとする。
10. モルタル、人造石塗りの配合及び塗厚は、特に定めのない限り表1-4-23の規定による。
11. 色モルタルの調色は、色モルタル用セメントと細骨材（種石）のみで配合するものとする。

表 1-4-23 モルタル及び人造石塗りの配合と塗厚

	配 合			塗 厚 (mm)				摘 要
	下塗り	中塗り	上塗り	下塗り	中塗り	上塗り	計	
下地 (施工部分)	セメント：砂	セメント：砂	セメント：砂					
基礎表面	—	—	1：2	—	—	10	10	水切り等 小面積の物
床塗り	—	—	1：2	—	—	20	20	
	—	—	1：2	—	—	25	25	
壁塗り	1：2	—	1：3	8	—	7	15	
	1：2	1：3	1：3	8	5	7	20	
色モルタル塗り	1：2	1：3	色モルタル用セメント：白砂	8	5	7	20	
			1：2					
人造石研ぎ出し	1：2	1：3	色モルタル用セメント：種石	10	7	8	25	
			1：1.5					
人造石洗い出し	1：2	1：3	色モルタル用セメント：種石	10	7	8	25	
			1：2					
人造石たたき	1：2	1：3	色モルタル用セメント：種石	10	5	10	25	
			1：3					

12. 仕上げの種類及び工程は表1-4-24の規定による。

13. 練り混ぜは機械練りを原則とする。

表1-4-24 仕上げの種類と工程

種 類	工 程	摘 要
金ごて仕上げ	1. 木ごてで平坦に塗り上げる。 2. 金ごてでむらなく押え仕上げる。	上塗り前に隅角等は定規ずりを十分に行う。 以下同様。
刷毛引き仕上げ	1. 木ごてで平坦に塗り上げる。 2. 刷毛ではけ目を正しく付ける。	刷毛に水を付けすぎないこと。
かき落とし 粗面仕上げ	1. 粗面仕上げ材料入モルタルを塗りつける。 2. 水引具合を見計り、金串等で丁寧にかき落とす。	必要があれば監督職員の指示により プaster等を混入すること。
人造石研ぎ出し 仕 上 げ	1. 上塗りを施した後の硬化の具合を見計らい荒研ぎ。 2. 目潰し。 3. のろ掛け。 4. 中研ぎ。 5. のろ掛け。 6. 2～5を繰り返す行う。 7. 上研ぎ	原則として、機械研ぎとし最終は砥石で行うこと。 施工前に監督職員に見本を提出し、色調、種石を決定する。 ワックス仕上げは、特記又は監督職員の指示による。
人造石洗い出し 仕 上 げ	上塗りを施した後、刷毛で2回以上ふき取り、石並びを調整し、水引具合を見計らい清水を噴霧器で吹きつけ洗い出し仕上げをする。	施工前に監督職員に見本を提出し、色調、種石を決定する。
人造石小たたき ビシャンたたき のみ切り仕上げ	上塗りの後十分硬化させた後、のみ、びしゃん等で仕上げる。	施工前に監督職員に見本を提出し、色調、種石を決定する。 仕上げ程度は監督職員の指示がない場合は、本節公-1-4-12-3加工仕上げ工に準じて行う。
タイル張りの 下地モルタル塗り	1. 壁タイル張りに普通工法の場合、下地がコンクリート面では下塗りまで、ラス下地の場合は中塗りまでとする。 2. 床モザイクタイル貼りは本節公-1-4-12-5「タイル仕上げ工」7項に準じて行う。	面荒らしを行う。 塗り厚は別に定める。

公-1-4-12-5 タイル仕上げ工

1. 受注者は、タイルはJIS A 5209（セラミックタイル）の規格に適合するもので、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、傷等の欠点のないものでなければならない。
2. 受注者は、タイルの形状、寸法、色合い等は**設計図書**によるものとし、**特記**のない場合は、見本等を監督職員に**提出**し、**承諾**を得なければならない。
3. 受注者は、張付け及び敷込用モルタルの配合は1：3とし、外装用には指定防水剤を混入しなければならない。
4. 受注者は、目地用モルタルの配合は1：1とし、目地幅3mm以下の場合には純セメントを使用しなければならない。ただし、白セメント、色砂、顔料、混和剤の使用にあたっては監督職員の**承諾**を受けなければならない。
5. 受注者は、モルタルは加水後30分以上を経過したものを使用してはならない。
6. 受注者は、タイル張り工法については、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 図面及び監督職員の**指示**により目地割をし、必要に応じタイルごしらえをすること。目地割は基準量に合わせ正確に行うこと。
 - (2) 壁張り地は、平らに補正のうえ清掃を行い、湿りを与えること。目地の割付は水系を引き通し、半磁器又は陶器質タイルを使用する場合は湿りを与え、目地幅をそろえ、隅々を取合せ、縦横の通りをよくし、ねじれ、目違い等のないようにモルタルを周りよく十分に用いて張付けること。
 - (3) 床敷は下地を清掃し、湿りを与えること。目地の割付は水系を引き通し、モルタルを敷き、必要に応じ水勾配を付け、半磁器又は陶器質タイルを使用する場合は、湿りを与えた後、上記に準じ敷込みをすること。
 - (4) 化粧目地詰めには先立ち、目地部分を清掃をする。目地詰めは、張付け後モルタルの硬化を見計らってなるべく早い時期に行うこと。
また、目地部の乾燥状態により適度の水湿しを行うこと。
 - (5) 化粧目地は、はみ出したモルタルが適度に硬化した時を見計らい、目地ごてを用いて所定の形状に仕上げること。
 - (6) 壁タイルの圧着工法を採用する場合は**特記**によるものとする。
7. 受注者は、モザイクタイル張り工法については、下記の事項によらなければならない。
 - (1) 目地割、タイルごしらえは、第1～6項の規定による。
 - (2) 張付け面は、下地を清掃し、湿りを与えたうえ堅練りモルタルを厚さ約10mmに塗り、木ごてでモルタルをたたき込み、定規ずりをして平らにすること。
 - (3) 適当な時間において、セメントペーストを厚さ約3mmにむらなく塗り、直ちに目地割に基づき水系を張り通して刈り敷し、木ごてでタイルの目地にセメントペーストが盛り上がる程度に叩き込むこと。
 - (4) 時期を見計らい湿りを与え、張り紙をはがし、目地幅をそろえ縦横の通りを整えること。

- (5) 張付けを終わったモザイクタイルは、24時間以上経過後、目地用セメントペーストを流し込み、ゴム、刷毛又は布片でタイル面の汚れをふきとった後、おがくずすりをして表面の汚れをとること。その後、24時間以上経過後、目地モルタルが十分硬化するのを待って水洗い及び清掃をすること。
8. 受注者は、タイルの養生と清掃については、下記の事項によらなければならない。
- (1) 外部施工の場合、日光の直射又は風雨により損傷の恐れのある場合は、適当な方法で養生すること。
- (2) 工事終了後、タイル表面は再び清掃し、汚点の残らないようにすること。やむを得ず酸類を用いる場合は、予め監督職員の**承諾**を受けたうえで施工し、施工後直ちに水洗いをして、酸分が残らないようにしなければならない。